

学校法人冬木学園 公益通報に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法に基づき、学校法人冬木学園（以下「学園」という。）の業務に関し、法令もしくは学園内諸規則に違反する行為またはそのおそれがある行為（以下「法令違反行為」という。）が現に生じ、またはまさに生じようとしている場合において、その早期発見および是正をはかるために必要な体制を整備し、もって学園の健全な発展に資するため、必要な事項を定める。

(公益通報者)

第2条 学園の役員、学園の職員（教育職員および事務職員、以下同じ）、学園の指揮命令下にある派遣労働者、学園と第三者との契約に基づいて学園においてその業務を遂行する労働者および学園を退職後1年以内の職員であった者（併せて以下「教職員等」という。）ならびに学園の運営する各学校（以下「当該学校」という。）の学生、科目等履修生、聴講生、研究生、生徒および学生・生徒・園児の保護者（併せて以下「学生等」という。）は、法令違反行為に関する通報および相談（以下「公益通報等」という。）を行なうことができる。

2 通報の内容が、公的研究費の法令違反行為（以下「研究不正行為」という。）に関する場合は、別に定める。

(公益通報等の方法)

第3条 公益通報等を受け付ける窓口を、学園内部監査室（以下「監査室」という。）に置く。

2 公益通報等は、電子メール、電話、FAX、書面または面談の方法によって行なうことができる。

(禁止事項)

第4条 教職員等および学生等は、不正の利益を得る目的、学園または第三者に損害を加える目的、その他誹謗中傷等の不正の目的をもって、公益通報等を行なってはならない。

(公益通報等への対応)

第5条 監査室は、教職員等、学生等および外部機関から公益通報等があった場合は、その公益通報を行なった者（以下「公益通報者」という。）に対し、すみやかに通報を受付けた旨を通知し、その内容に応じて、迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 研究不正行為に関する対応は、別に定める。

(調査の開始)

第6条 監査室は、公益通報等の受付後すみやかに、通報内容に関する調査の必要性の有無、その他通報に関する対応を決定しなければならない。ただし、法令違反行為として通報された事実が存在しないことが明らかであるときは、この限りではない。

2 監査室長は、前項の定めによる調査の実施または不実施について、学園理事長（以下「理事長」という。）に報告した上で、当該教職員等、学生等および当該外部機関に対し、その旨を報告しなければならない。ただし、当該教職員等、学生等および当該外部機関の連絡先が明らかでない場合は、この限りではない。

(専門的事項)

第7条 監査室は、公益通報等の取扱いにおいて、高度の専門性を要すると判断した場合は、理事長の承認の上で、外部に意見を求めることができる。

(調査委員会の設置)

第8条 監査室は、理事長の承認の上で、通報内容の事実関係の調査のため、調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- (1) 委員会は学園専任教職員 3 名、監査室長および法人事務局長を委員とする。
 - (2) 前号の委員は理事長が任命する。
 - (3) 委員長は、委員の内から理事長が任命する。
- 2 委員長が必要と認めた場合、委員会に 1 名の外部委員を加えることができる。外部委員の委嘱は、理事長が行なう。

(調査の実施)

第 9 条 委員会は、調査対象部門の責任者および調査対象者に対し、調査の実施のために必要な帳票および資料の提出または事実の報告および説明を求めることができる。

- 2 調査対象部門の責任者および調査対象者は、前項の請求があった場合は、正当な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。
- 3 委員会は、不正の有無および不正の内容、関与した者およびその関与の程度、金銭に関連する場合はその金額等について調査するものとする。

(遵守事項)

第 10 条 監査室員および委員会委員は、その職務の遂行にあたり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 教職員等、学生等および第三者の権利または正当な利益を侵害しないこと
 - (2) 調査対象部門や調査対象者の業務の遂行に重大な支障を与えないこと
 - (3) 常に公平不偏の態度を保持し、全て事実に基づいた調査を実施すること
 - (4) 公益通報者を特定する情報について、本人の同意がある場合を除き、その秘密を保持すること
 - (5) 職務上知得た事実を正当な理由なく他に漏洩しないこと
- 2 監査室員および委員会委員は、その職を離れた場合であっても、前項第 4 号および第 5 号に定める事項を遵守しなければならない。

(報告)

第 11 条 委員会委員長は、委員会が調査を開始した後、適宜、その進捗状況を理事長に報告するとともに、調査を終了した後、ただちに、その結果を理事長に報告しなければならない。

(不服申立ておよび再調査)

第 12 条 不正行為と認定された調査対象者は、調査結果の通知を受けた日から起算して 10 日以内に、理事長に対し、書面により不服申立てを行なうことができるものとする。ただし、その期間にあっても、同一理由による不服申立てを繰返すことはできないものとする。

- 2 通報等が悪意に基づくものと認定された公益通報者は、その認定について前項と同様の手続きにより不服申立てを行なうことができるものとする。
- 3 不服申立ての審査は、委員会が行なう。理事長は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合には、調査委員を交代もしくは追加する、または委員会に代えて他の者に審査をさせることができる。ただし、理事長が当該不服申立てについて、委員会構成等の変更の必要がないと認めるときは、この限りではない。
- 4 委員会は、不服申立てについてその内容を検討し、再調査を実施するか否かを決定する。再調査の実施を決定した場合には、委員会は不服申立てを行なった公益通報者等（以下「不服申立て人」という。）に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、再調査への協力を求めることができる。委員会の再調査および報告ならびに理事長の報告の手続きは第 11 条に準じるが、再調査期間は 50 日間を目途とする。委員会は、再調査を実施せず、不服申立ての却下を決定した場合には、その理由を付して書面により不服申立て人に通知し、理事長に報告する。

5 委員会は、前項において再調査の協力が得られない場合には、再調査を行わず審査を打切ることができる。委員会は、その場合、調査打切りを書面により不服申立て人に通知し、理事長に報告する。

(是正措置等)

第 13 条 理事長は、法令違反行為の存在が確認された場合は、遅滞なく、その是正措置および再発防止措置を講じなければならない。

2 理事長は、法令違反行為を行なった者について、教職員であれば学園就業規則に基づき職員懲戒委員会に、学生等であれば学生懲戒規程等に基づき学生懲戒委員会等に、その処分についての審議をさせた上で、懲戒を行なうものとする。

3 監査室長は、本条第 1 項の措置が講じられた場合は、当該措置に係る法令違反行為に関する通報を行った教職員等および学生等に対し、その措置の内容を報告しなければならない。ただし、当該教職員および学生等の連絡先が明らかでない場合は、この限りではない。

(不利益取扱いの禁止)

第 14 条 学園は、教職員等および学生等が公益通報等を行なったことを理由として、当該教職員等に対し、解雇、減給、降格またはその他の不利益な取扱いを行なってはならない。また、当該学生等に不利益な取扱いを行なってはならない。ただし、教職員等および学生等が不正の目的をもって公益通報等を行なった場合は、この限りではない。

2 教職員等および学生等は、他の教職員等および学生等が公益通報等を行なったことを理由として、当該教職員等および学生等に対し、不利益な取扱いを行なってはならない。

(委員会の事務)

第 15 条 委員会に関する事務は、法人総務部が行なう。

(規則の改廃)

第 16 条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が行なう。

附 則

この規程は、平成 22 年 10 月 19 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 12 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 1 月 5 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 12 月 2 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 9 月 27 日から施行する。